

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長



現下の雇用情勢を踏まえた取組について

昨年世界的な金融危機の影響等によって雇用失業情勢が下降局面にある中で、派遣労働者や期間工などの非正規雇用労働者等の解雇や雇用期間満了による雇い止め等による大量解雇が発生しているところであり、今後年度末に向けて失業等を原因とする生活困窮者が増加するおそれがある。

これまで、平成21年1月21日の全国厚生労働関係部局長会議、平成21年3月2日の社会・援護局関係主管課長会議等において、生活困窮者の支援につき積極的な取組をお願いしているところであり、各自治体におかれては、これらも踏まえ生活困窮者への支援を推進されているところであると思料されるが、現下の雇用情勢を踏まえ下記について特段の御配慮をお願いしたい。

なお、各自治体におかれては、生活保護担当部局等と連携の上、これらの施策の充実に努められたい。

記

1. 生活福祉資金貸付制度について

- (1) 現下の社会状況においては、あらゆるセーフティネットの施策を活用し、生活に困窮する低所得者の生活を支援する必要がある、中でも公的な資金を原資として貸付を行う生活福祉資金貸付制度が果たすべき役割は極めて大きいものである。ついては、各都道府県においては、生活福祉資金貸付制度がさらに活用されるよう、都道府県社会福祉協議会とも連携し、積極的な周知・広報をお願いするとともに、都道府県社会福祉協議会が資金を必要とする低所得者等に対し、積極的かつ迅速に貸付が行われるよう指導いただきたい。

(2) 特に緊急小口資金については、緊急かつ一時的に生計困難に陥った者のつなぎの資金として、連帯保証人を不要とするなど借受人にとって借りやすい仕組みにしているところである。緊急小口資金については、会社からの解雇、休業等による収入減の場合や公的給付等の支給開始までに生活費が必要な場合には、貸付を行えることとしており、雇い止めにあった者等に活用されることが必要とされているところである。この公的給付には、雇用保険や生活保護も含まれるところであり、自治体等が独自に行っている小口の貸付制度等との調整を図りつつ、福祉事務所、ハローワーク等とも連携の上、必要な者には迅速に貸付が行われるよう取り扱われたい。

(3) このような社会状況の中で低所得者の生活がますます厳しいものとなっており、離職者支援資金、緊急小口資金はもとより、他の資金種類についても、貸付を必要とする者が増大するものと見込まれるところである。都道府県におかれては、これらの資金が、必要な者に積極的に貸し付けられるよう指導いただきたい。特に、修学資金については、就学等する者が借受人となり、生計中心者が連帯借受人となった場合には、連帯保証人を不要にできることとしており、その世帯の状況等を勘案し、迅速に貸付が行われるよう取り扱われたい。

2. ホームレス対策について

(1) 現下の厳しい経済情勢や雇用情勢を踏まえると、今後、ホームレスやホームレスとなるおそれのある者が増加することも考えられることから、各自治体におけるホームレス数等の状況について常に把握を行い、実情に応じた必要なホームレス自立支援策の検討をお願いする。

(2) ホームレス自立支援事業（自立支援センター事業）については、既存の公共施設や民間賃貸住宅等を活用した自立支援センターの設置を可能としたところであるので、積極的な事業の実施を検討されたい。また、ホームレス緊急一時宿泊事業についても、既存建築物を活用し、又は借り上げて設置することは可能であるので、今後予想される、ホームレスやホームレスとなるおそれのある者の増加に緊急的、機動的に対応できるよう必要な施設の確保について検討されたい。

(3) ホームレス等の方々は都市部に集中する傾向が認められるが、このような事態が発生すると一自治体での事務処理の困難を招き、適切なホームレス自立支援策を実施することができない状況が発生することにもなりかねないことから、ホームレス自立支援事業等の実施主体については市町村に限ることなく、都道府県も対象としているので、広域的な事業の展開が図られるよう検討されたい。